

業 務 委 託 仕 様 書

1. 業務名

令和4年度 農業・農村むら機能活性化支援事業業務委託

2. 業務目的

中山間地域における農業や集落の維持を図るためには、集落の住民が集落の将来を見据え、集落の農地、農業用施設をどのように守り、引き継いでいくかを話し合うことが重要です。

本業務は、住民が主体となった集落点検を通じた課題の抽出及び住民の合意に基づく活動計画を策定し、中山間地域等直接支払制度で定める「集落戦略」を作成することを目的としています。

※「集落戦略」：農地の将来像並びに、農地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する集落全体の指針

3. 業務内容

実施地区において、「集落戦略」を作成するにあたって必要な活動計画を策定し、「集落戦略」へ反映させるものとする。

なお、活動計画の策定に当たっては、住民での話し合いを必須とするとともに、以下の項目について、効果的な方法で実施すること。

- ・ 住民の話し合いが円滑にかつ効果的に実施されるようにファシリテーターの役割を担うこと。
- ・ 地域外部(受注者等)が考える課題ではなく、住民意識に基づく集落内部の課題を抽出すること。
- ・ 課題に対する質の高いアイデアを求めるにあたり、住民の自主性を高める取組を行うこと。
- ・ 住民の合意形成を行った実効性のある活動計画を策定すること。
- ・ 策定した活動計画と集落の農地の現状を踏まえて、集落の目標となる集落戦略とすること

○実施地区：紀の川市西脇地区

○実施予定時期（住民の話し合い）：1月～2月

なお、実施地区との調整により実施予定時期に変更が生じることがある。

○作業項目

①事前打ち合わせ

- ・ 業務実施方法及び実施スケジュールについて打ち合わせを行う。

②事前調査

- ・ 地域資源、課題の現地調査に加えて、担い手や耕作放棄地の発生状況等営農に関する聞き取りや現地調査を重点的に実施し、集落戦略の策定を見据えた集落住民の意見を引き出すために必要な情報を収集する。

③住民の話し合い（ワークショップ）の実施

- ・ 実施地区において、課題の抽出及び住民の合意に基づく活動計画を策定するための住民の話し合い（ワークショップ）を3回実施する。

④集落戦略の作成

- ・ 住民の話し合い（ワークショップ）で作成された活動計画をもとに、住民参加のもと集落戦略への

落とし込みを実施する。

⑥事後打ち合わせ

- ・本年度の成果について打ち合わせを行う。

⑦成果品とりまとめ

- ・下記「6. 委託業務成果品について」に基づき、成果品を作成する。

提出部数：委託事業報告書2部 及び 電子データ2部

4. 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで

5. 業務計画の提出

契約締結後、速やかに委託業務計画書（別記第1号様式）を提出するものとする。

6. 委託業務成果品について

- ・住民の話合いにより作成した「集落戦略」及びその過程については、住民の話合い終了後速やかに電子データにより提出すること。
- ・委託業務終了時に委託業務結果報告書（別記第2号様式）を作成し、契約期間終了までに報告を行うこと。また、成果品については規定部数を提出すること。
- ・集落戦略の様式は下記 HP を参照すること。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/#sanko

中山間地域等直接支払交付金参考様式集（第5期対策）の参4_別紙様式2

7. その他

本仕様書に定めのない内容事項が生じた場合、県と協議し決定すること。

別記様式第1号

番 号
年 月 日

和歌山県知事 仁坂吉伸様

受託者 住 所
名 称
代表者名

委託業務計画書

年 月 日付け契約の委託業務計画書を業務委託仕様書5の規定に基づき、下記のとおり提出します。

業務の内容

(1) 作成方針

(2) 業務実施工程表

(3) 担当者

番 号
年 月 日

和歌山県知事 仁坂吉伸様

受託者 住 所
名 称
代表者名

委託業務結果報告書

年 月 日付け契約の実績を業務委託仕様書6の規定に基づき、下記のとおり報告します。

業務実施の内容

(1) 成果

(2) 業務実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(3) 担当者

(4) 成果品等